

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の 人件費率
17年度	人 35,474	千円 13,185,381	千円 120,422	千円 2,878,979	% 21.8	% 23.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

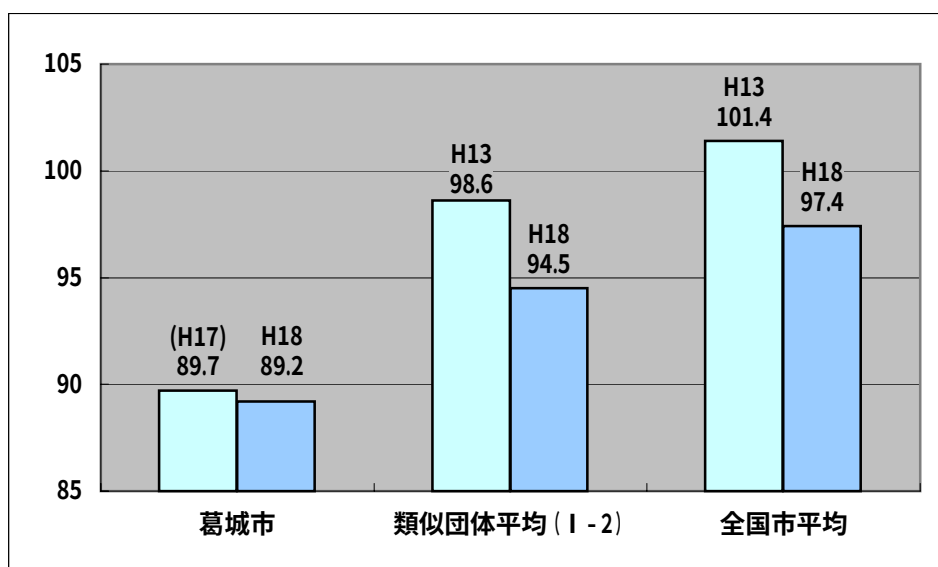
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	人 337	千円 1,250,116	千円 297,157	千円 521,713	千円 2,068,986	千円 6,139

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、17年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成16年10月1日において、旧新庄町、旧當麻町及び旧西葛城消防組合が合併し葛城市となりました。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※算出方法:

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、葛城市の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。
葛城市の仮定給料総額(学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均です。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体とは、人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)により類似している団体をいいます。
(I-2)は類型区分名を表します。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	44.4	329,860	円 403,886
			円 380,773
国	40.4	328,477	円 381,212
類似団体 (I-2)	44.0	344,808	円 404,384
			円 379,125

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	49.11	268,739	円 326,679
			円 289,497
	55.5	240,189	円 247,839
			円 247,839
	48.4	283,000	円 367,595
			円 310,574
	47.3	264,067	円 300,701
			円 280,989
国	48.4	286,500	円 318,595
類似団体 (I-2)	48.2	283,733	円 312,382
			円 298,976
民間事業者平均	54.1	—	円 413,885

※ 「民間事業者平均」は、奈良県人事委員会「職種別民間給与実態調査」による数値です。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	42.0	311,367	円 342,899
			円 331,247
類似団体 (I-2)	42.1	321,304	円 348,747
			円 340,201

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		葛城市	奈良県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	173,264 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	139,944 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	138,400 円	133,476 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成18年4月1日現在)

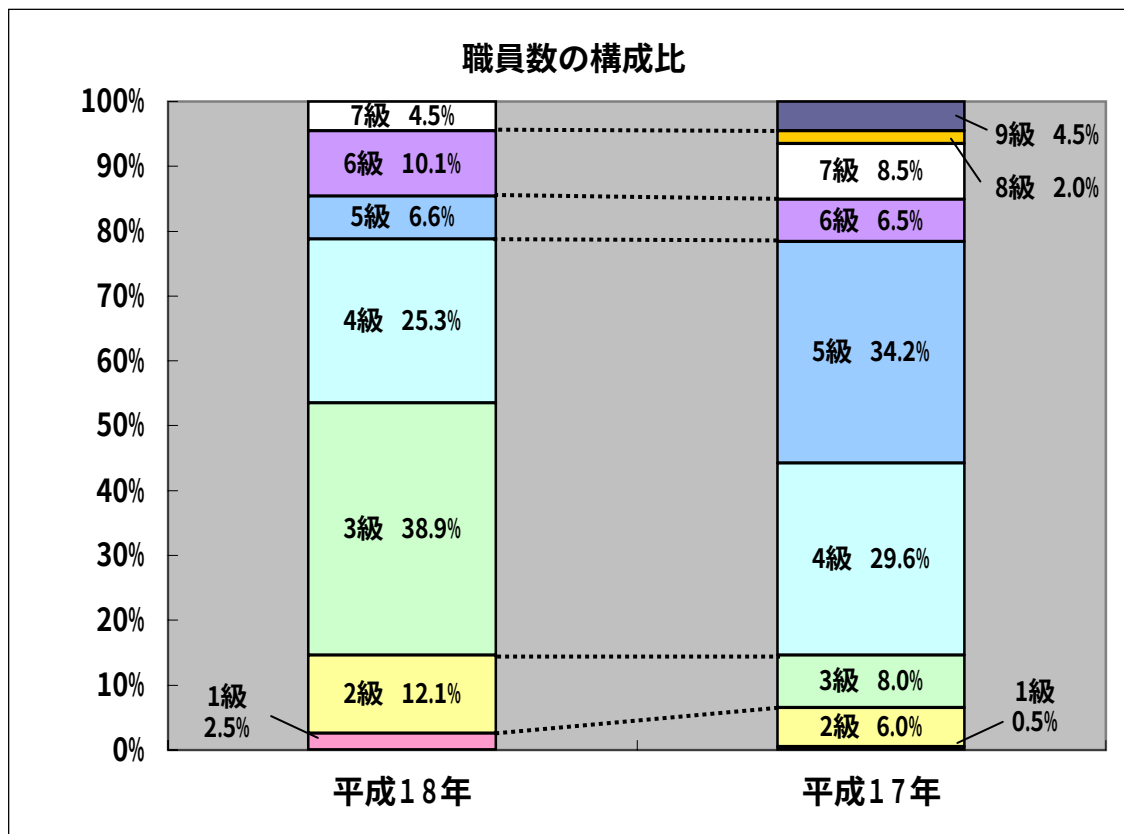
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,014 円	281,420 円	307,700 円
	高校卒	該当者なし	264,300 円	273,650 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	209,167 円	222,250 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主査	課長補佐	課長・主幹	課長	部長
職員数	5人	24人	77人	50人	13人	20人	9人
構成比	2.5%	12.1%	38.9%	25.3%	6.6%	10.1%	4.5%

- (注) 1 葛城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成18年度から9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに7級及び8級をそれぞれ統合。4級及び5級を課長補佐等の職とそれ以外の職に区分整理しました。)



葛城市職員の給与などの概要 (人事行政の運営などの状況)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	平成16年度	平成17年度
職員数 (A)	362 人	355 人
普通昇給期間 (12～24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	0 人	0 人
比率 (B) / (A)	0.0 %	0.0 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛城市	奈良県
1人当たり平均支給額 (17年度) 1,526千円	1人当たり平均支給額 (17年度) 1,964千円
(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

葛城市	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年
勤続20年 23.5 月分 30.55月分	勤続20年 23.5 月分 30.55月分
勤続25年 33.5 月分 41.34月分	勤続25年 33.5 月分 41.34月分
勤続35年 47.5 月分 59.28月分	勤続35年 47.5 月分 59.28月分
最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～ 20%加算) 1人当たり平均支給額 1,683千円 18,150千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～ 20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

(3) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	351人	1%
支給実績(17年度決算)		41,500千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		116,901円	

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	3%	3%

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

手当の種類(手当数)			6種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症対策業務手当	保健師	感染症発生に伴う防疫作業	日額 5,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人等の収容作業	日額 5,000円
有線放送業務 高所作業等手当	有線放送業務担当職員	有線放送の維持管理における高所作業	日額 1,000円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事職員	本務としない職員が、臨時にマイクロバスの運転を行う	日額 2,000円～ 3,500円 (運転距離に応じて)
環境衛生業務手当	清掃業務員	塵芥・し尿処理作業及び危険な作業	日額 1,500円～ 3,400円 (業務の内容に応じて)
消防防災手当	消防職員	消防業務、救急業務及び救助業務	日額 50円～600円 1件 200円～400円 (業務の内容に応じて)
区分			全職種
支給実績(17年度決算)			23,674千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			295,925円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)			22.5%

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	45,444千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	188千円
支給実績(17年度決算)	66,495千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	294千円

(注) 16年度決算における支給実績及び1人当たり平均支給年額は、旧町分を含まない葛城市(16年10月～17年4月の7ヶ月分)での決算額です。

葛城市職員の給与などの概要 (人事行政の運営などの状況)

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族2人まで6,000円 (ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円) ・その他の扶養親族1人につき 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算	同じ	無し	62,134千円	261,067円
住居手当	・借家 最高支給限度額 27,000円 ・新築・購入後 5年を経過していない住居 2,500円	同じ	無し	9,123千円	182,460円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 ・自動車等の使用者 (片道の距離) 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ	無し	12,159千円	45,369円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 部長級 (部長、理事) 給料月額に100分の15を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て。以下同じ。) 課長級 (課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額			62,205千円	518,375円
休日勤務手当	・祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した者 勤務1時間当たり支給額 (支給単価) に100分の135を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる ※勤務1時間当たり支給額 $\frac{(\text{給料月額} + \text{給料月額に対する地域手当月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$	同じ	無し	10,514千円	339,154円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した者 勤務1時間当たり支給額 (支給単価) に100分の25を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる ※勤務1時間当たり支給額 同上	同じ	無し	2,049千円	66,111円
宿日直手当	・宿日直業務 (一般) 4,200円/日	同じ	無し	8,500千円	50,296円

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

5 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等		
給料月額		平成18年4月1日現在	(参考) 類似団体 (Ⅰ－2) における最高／最低額	
	市 長	890,000円	995,000円	／ 405,000円
	助 役	740,000円	825,000円	／ 320,000円
	収 入 役	680,000円	704,000円	／ 554,000円
	特別参与	400,000円	－	／ －
報酬月額		平成18年4月1日現在	(参考) 類似団体 (Ⅰ－2) における最高／最低額	
	議 長	470,000円	528,000円	／ 310,000円
	副議長	400,000円	462,000円	／ 275,000円
	議 員	370,000円	431,000円	／ 255,000円
期末手当	市 長	(17年度支給割合) 3.35月分		
	助 役			
	収 入 役			
	特別参与			
	議 長	(17年度支給割合) 3.35月分		
	副議長			
議 員				
退職手当		(算定方式：平成18年4月1日現在)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×支給率 (5.2)×在職年数	18,512,000円	在職中通算
	助 役	給料月額×支給率 (3.3)×在職年数	9,768,000円	在職中通算
	収 入 役	給料月額×支給率 (2.8)×在職年数	7,616,000円	在職中通算
	特別参与	一般職と同様の扱い (給料月額×勤続年数に応じた支給率、退職時に支給)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

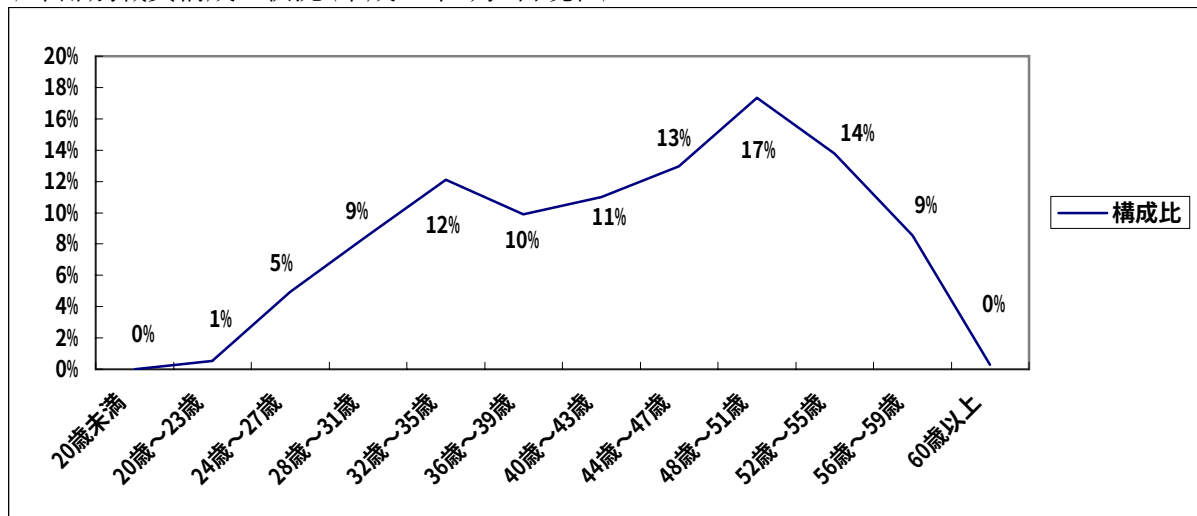
区分 部門			職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
			平成17年	平成18年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	5	5	0	採用、退職及び機構改革に伴う 人事異動 新規採用 4名(保健師) 男1、女3 再任用 1名(業務員) 計 5名 定年退職 ▲2名 勸奨退職 ▲2名 普通退職 ▲2名 再任用任期満了による退職 計 ▲3名 計 ▲9名
		総 務	52	52	0	
		税 務	20	20	0	
		農林水産	10	11	1	
		商 工	3	3	0	
		土 木	20	20	0	
		民 生	60	59	-1	
		衛 生	47	47	0	
		計	217	217	0	
	教育部門		77	74	-3	
	消防部門		43	42	-1	
	小 計		337	333	-4	
	公営 企業 等 会計 部門	水 道		12	12	0
下 水 道		7	7	0		
国保・老健・介護		11	11	0		
小 計		30	30	0		
合 計			367 [474]	363 [474]	-4	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

(2) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳
職員数	0人	2人	18人	31人	44人	36人	40人	47人	63人	50人	31人

区分	60歳以上	計
職員数	1人	363人

※定年:60歳

※60歳以上の職員(1人)は、再任用職員です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 16年度の 給与費比率
17年度	千円 764,677	千円 66,838	千円 82,499	% 10.8	% 12.6

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	人 12	千円 48,449	千円 12,441	千円 20,884	千円 81,774	千円 6,815

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、17年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

平成16年10月1日において、旧新庄町と旧當麻町が合併し葛城市となりました。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
葛城市	45.0 歳	371,724 円	572,907 円
団体平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

葛城市(企業職)	葛城市(企業職を除く全職種)
1人当たり平均支給額(17年度) 1,740千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,526千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

葛城市(企業職)	葛城市(企業職を除く全職種)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 —	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 1,683千円 18,150千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	12人	1%
支給実績(17年度決算)			1,559千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			129,917円

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
全地域	3%	3%

(注) 国の制度では平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

葛城市職員の給与などの概要 (人事行政の運営などの状況)

エ 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績 (17年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (17年度)	0%
手当の種類 (手当数)	無

オ 時間外勤務手当

支給実績 (16年度決算)	1,065千円
職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	152千円
支給実績 (17年度決算)	2,446千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	349千円

(注) 16年度決算における支給実績及び1人当たり平均支給年額は、旧町分を含まない葛城市 (16年10月～17年3月の6ヶ月分) での決算額です。

カ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族2人まで6,000円 (ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円) ・その他の扶養親族1人につき 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算	同じ	無し	3,521千円	293,417円
住居手当	・借家 最高支給限度額 27,000円 ・新築・購入後 5年を経過していない住居 2,500円	同じ	無し	726千円	145,200円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 ・自動車等の使用者 (片道の距離) 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ	無し	594千円	59,400円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 局長級 給料月額に100分の15を乗じて得た額 (100円未満の端数は切り捨て。以下同じ。) 課長級 (課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額	同じ	無し	2,832千円	566,400円

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

宿日直手当	・宿日直業務(一般) 4,200円/日 ・宿日直業務(諸施設の巡視、臨時の業務) 6,300円/日	同じ	業務の種類、手当額	779千円	77,900円
-------	--	----	-----------	-------	---------

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

本庁などの場合	月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間45分、休息時間15分
---------	---

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(平成17年)
1年につき20日付与。 現年に付与した日数の残日数は 翌年に繰越可能。	7.0日

(3) 特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給/無給	付与(限度)日数
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	骨髄提供のための休暇	有給	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	有給	5日/年
	結婚休暇	有給	連続5日/年
	妻の出産休暇	有給	2日
	産前、産後休暇	有給	6週間、出産の翌日から8週間
	子の看護のための休暇	有給	5日/年
	親族の死亡	有給	1～7日
介護休暇	夏季休暇	有給	3日/7～9月の間
	配偶者、父母、子など負傷又は疾病のため日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	1時間当たりの給与額を減額	6月

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。
育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(平成16年度)	取得者数(平成17年度)
育児休業	5人(0人)	9人(0人)
部分休業	0人(0人)	0人(0人)

※ () は男性職員の取得者数。

9 分限及び懲戒処分状況

(平成18年1月～平成18年11月末時点)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
3人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。

心身の故障(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。
この場合、退職手当などに不利益な取扱いはされませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。表中の3人は全て心身の故障による分限休職処分です。

2 懲戒処分は、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。

分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されず、当該地方公共団体への再就職、試験なども制限されます。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営などの状況)

10 職員のサービスの状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。

この根本基準として、次のような服務上の義務が定められています。

- ・服務の宣誓
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

11 公平委員会の状況

(平成18年1月～平成18年11月末時点)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

懲戒、その他の本人の意に反すると認める不利益な処分が行われた場合、その職員は行政不服審査法による不服申立てができます。また、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

それらの不服申立てや措置要求がされた場合、公平委員会はその職員から口頭審理その他の方法により審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消しを行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。

12 研修の状況

区分	受講者数	研修内容
専門実務研修	16人	市町村職員研修センター及び市町村アカデミー(法学、法令、地域福祉サービス、企画事務、人事労務管理、公務員倫理)
庁舎内研修	283人	指定管理者制度(管理職員対象)、不当要求行為対策、個人情報保護制度、電子情報セキュリティ
その他研修	20人	自治体研修(行政経営品質向上への取組)、人権啓発学習講座、奈良県長寿社会課への実務研修